

事 務 連 絡
平成27年11月24日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

戸籍届書の標準様式の一部改正について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務省から法務局に対して、戸籍届書の標準様式の一部改正について通知されておりますので、別添のとおり情報提供いたします。死亡届の届書の標準様式において、「がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録（厚生労働省所管）にも用いられる」旨が明記されるものです。

死亡届に含まれる死亡診断書は、医師が記載するものですので、本通知については、保健所及び市区町村へ周知していただくとともに、管内の医療機関に対しても周知していただくよう御協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
課長補佐 藤下 真奈美

TEL 03-5253-1111（内線 2924）

E-MAIL fujishita-manami@mhlw.go.jp

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
がん登録係長 山下 雄生

TEL 03-5253-1111（内線 4604）

E-MAIL yamashita-yuuki@mhlw.go.jp

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民一第1185号
平成27年10月30日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍届書の標準様式の一部改正について（通達）

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）が平成28年1月1日から施行されることに伴い、同日から、昭和59年11月1日付け法務省民二第5502号当職通達をもって示した戸籍届書の標準様式中、死亡届の届書の標準様式を別紙のとおり改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、従前の様式による届書の用紙がある場合には、本通達実施後もこれを用いることができることとしますので、念のため申し添えます。

